

助産所開設届出書（助産師開設）

令和 年 月 日

(宛先) 高槻市保健所長

開設者 住 所
 氏 名
 生年月日 昭和・平成 年 月 日生
 電話番号 () -

下記のとおり助産所を開設したいので、医療法第8条及び同法施行規則第5条の規定により届出します。
 記

1. 開設者の 住所・氏名	郵便番号	(-)		
	住 所	都道 府県	郡市 区	
	フリガナ			
	氏 名			
	電話番号			
2. 助産所の名称	フリガナ			
	正式名称			
	略 称			
3. 開設の場所	郵便番号	(-)		
	場 所	都道 府県	郡市 区	
	電話番号	() -	F A X	() -
4. 開設年月日	令和 年 月 日			
5. 助産所の形態 (該当箇所をレでチェック)	分娩の取扱	<input type="checkbox"/> 分娩を取り扱う <input type="checkbox"/> 取り扱わない		
6. 開設者が他に開設、管理する助産所、及び勤務する病院、診療所、助産所	他に開設している助産所の開設場所、名称	開設場所 名 称	都道 府県	郡市 区
	他に管理している助産所の開設場所、名称	開設場所 名 称	都道 府県	郡市 区
	他に勤務している病院、診療所、助産所の開設場所、名称	開設場所 名 称	都道 府県	郡市 区

保健所受付印

様式 6

7. 同時に2以上の助産所を開設する場合その助産所の開設場所、名称	開設場所	() 都道府県 郡市区								
	名称									
8. 管理者の住所・氏名	住所	() 都道府県 郡市区								
	フリガナ									
	氏名									
	電話番号	() -								
9. 開業日、開業時間及び休業日	開業日							開業時間	休業日	
	月	火	水	木	金	土	日			祝
10. 助産師その他の従業員の数	助産師			その他の従業員				合計		
	名			名				名		
11. 業務に従事する助産師(管理者を含む)氏名及び勤務日・勤務時間	氏名	勤務日							勤務時間	
		月	火	水	木	金	土	日		
12. 敷地面積	m ² 別添敷地平面図1のとおり									
13. 周辺の見取り図	別添見取り図のとおり									
14. 建物の構造概要及び平面図	建物延床面積	m ²								
	うち助産所面積	m ²								
	構造種別	造()階建 (ビル内の場合:()階建てのうち()階を使用)								
	避難階段の数	箇所(うちエレベーター 箇所)								
	平面図	別添平面図3のとおり								

様式 6

15. 各室の用途及び面積（入所室の場合は入所定員を記入する）	階数	室名	用途	面積	入所定員
		階			m ²
	階			m ²	人
	階			m ²	人
	階			m ²	人
	階			m ²	人
	階			m ²	人
16. 入所定員	入所室数	室	入所定員	人	
17. 嘱託医師の住所・氏名及び診療科目 (医療法施行規則第15条の2第1項関係) 上記の嘱託医師に代えて、定めた嘱託病院又は診療所の所在地・名称及び診療科目 (医療法施行規則第15条の2第2項関係)	郵便番号				
	住所 (又は開設の場所)	都道府県	郡市区		
	氏名				
	電話番号				
	診療科目	<input type="checkbox"/> a.産科 ・ <input type="checkbox"/> b.産婦人科 ※該当する□にレのチェック			
	郵便番号				
	所在地	都道府県	郡市区		
	名称				
電話番号					
診療科目	<input type="checkbox"/> a.産科 ・ <input type="checkbox"/> b.産婦人科 ※該当する□にレのチェック				
18. 嘱託医療機関の所在地、名称及び開設者の氏名 (医療法施行規則第15条の2第3項関係)	郵便番号				
	住所	都道府県	郡市区		
	名称				
	電話番号				
診療科目	<input type="checkbox"/> a.産科と小児科(注) <input type="checkbox"/> b.産婦人科と小児科(注) (注)新生児の診療を行う小児科 ※該当する□にレのチェック				

(注) 17・18については、分娩を取り扱わない場合には記載不要

【添付書類】

1. 開設者及び管理者の助産師免許証の写し（原本持参）及び履歴書
2. 管理者の再教育研修修了登録証の写し（原本持参）
3. 業務に従事する助産師の助産師免許証の写し（原本持参）
4. 敷地平面図
5. 周辺の見取り図
6. 建物平面図
7. 嘱託医師に係る「嘱託した旨の書類」
8. 嘱託医療機関に係る「嘱託した旨の書類」

※再教育研修修了登録証の写は、保健師助産師看護師法第十五条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第三項の規定による登録を受けた者について添付が必要。

提出部数 1部

様式 6

(参考法令 1)

○医療法第 19 条

助産所の開設者は、厚生労働省令で定めるところにより、嘱託する医師及び病院又は診療所を定めておかなければならない。

○医療法施行規則第 15 条の 2

- 1 分娩を取り扱う助産所の開設者は、分娩時等の異常に対応するため、法第十九条の規定に基づき、病院又は診療所において産科又は産婦人科を担当する医師を嘱託医師として定めておかなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、助産所の開設者が、診療科名中に産科又は産婦人科を有する病院又は診療所に対して、当該病院又は診療所において産科又は産婦人科を担当する医師のいずれかが前項の対応を行うことを嘱託した場合には、嘱託医師を定めたものとみなすことができる。
- 3 助産所の開設者は、嘱託医師による第一項の対応が困難な場合のため、診療科名中に産科又は産婦人科及び小児科を有し、かつ、新生児への診療を行うことができる病院又は診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）を嘱託する病院又は診療所として定めておかなければならない。

(参考法令 2)

○医療法第 14 条（助産所の入所妊婦等の制限）

助産所の管理者は、同時に十人以上の妊婦、産婦又はじよく婦を入所させてはならない。

○医療法施行規則第 10 条（管理者の遵守すべき事項）

助産所の管理者は、患者、妊婦、産婦又はじよく婦を入院させ、又は入所させるに当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、第一号から第三号までに掲げる事項については、臨時応急のため入院させ、又は入所させるときは、この限りでない。

- 1 妊婦、産婦若しくはじよく婦を入所させる室（以下「入所室」という。）には定員を超えて患者、妊婦、産婦又はじよく婦を入院させ、又は入所させないこと。
- 2 入所室でない場所に患者、妊婦、産婦又はじよく婦を入院させ、又は入所させないこと。

○医療法施行規則第 17 条（助産所の構造設備の基準）

法第二十三条第一項の規定による助産所の構造設備の基準は、次の通りとする。

- 1 入所室は、地階又は第三階以上の階には設けないこと。ただし、主要構造部を耐火構造とする場合は、第三階以上に設けることができる。
- 2 入所室の床面積は、内法によって測定することとし、一母子を入所させるためのものにあつては六・三平方メートル以上、二母子以上を入所させるためのものにあつては一母子につき四・三平方メートル以上とすること。
- 3 第二階以上の階に入所室を有するものにあつては、入所する母子が使用する屋内の直通階段を設けること。
- 4 第三階以上の階に入所室を有するものにあつては、避難に支障がないように避難階段を二以上設けること。ただし、前号に規定する直通階段を建築基準法施行令第百二十三条第一項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。
- 5 入所施設を有する助産所にあつては、床面積九平方メートル以上の分べん室を設けること。
- 6 火気を使用する場所には、防火上必要な設備を設けること。
- 7 消火用の機械又は器具を備えること。

○医療法施行規則第 17 条第 2 項

助産所の構造設備の基準については、建築基準法の規定に基く政令の定めるところによる。

・建築基準法第 28 条（および建築基準法施行令第 19 条、第 20 条）

助産所の入所室には採光のための窓その他の開口部を設け、その採光に有効な部分の面積は、入所室の床面積に対して、七分の一以上としなければならない。

様式 6

助産所の入所室には換気のための窓その他の開口部を設け、その換気に有効な部分の面積は、入所室の床面積の二十分の一以上としなければならない。ただし、換気設備を設けた場合はこの限りではない。

○医療法第 20 条（清潔保持等）

助産所は、清潔を保持するものとし、その構造設備は、衛生上、防火上及び保安上安全と認められるようなものでなければならない。

○医療法第 27 条（使用許可）

入所施設を有する助産所は、その構造設備について、その所在地を管轄する都道府県知事の検査を受け、許可証の交付を受けた後でなければ、これを使用してはならない。

○医療法第 14 条の 2 第 2 項（院内掲示義務）

助産所の管理者は、厚生労働省令の定めるところにより、当該助産所に関し次に掲げる事項を当該助産所内に見やすいように掲示しなければならない。

- 一 管理者の氏名
- 二 業務に従事する助産師の氏名
- 三 助産師の就業の日時
- 四 前三号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

・医療法施行規則第 9 条の 6（院内掲示事項）

法第十四条の二第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める事項は、当該助産所の嘱託医師の氏名又は第十五条の二第二項の病院若しくは診療所の名称（同項の医師が担当する診療科名を併せて提示すること。）及び当該助産所の嘱託する病院又は診療所の名称とする。

○医療法第 6 条の 3（情報の報告及び書面の閲覧）

助産所の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療を受ける者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定める事項を大阪府知事に報告するとともに、当該事項を記載した書面を助産所において閲覧に供しなければならない。

○医療法第 6 条の 7（助産師等に関する広告の制限）

助産師の業務又は助産所に関しては、文書その他いかなる方法によるかを問わず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならない。（詳細省略）

○医療法第 4 条第 3 項（開設者の住所等の変更の届出）

助産所を開設した助産師は、法第八条の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、十日以内に、大阪府知事に届け出なければならない。